

# 11月臨時会

令和2年第2回臨時会が、11月27日に開かれ、専決処分4件（町営住宅の管理に関する和解等）の報告があった。また、条例の一部改正4件について全て可決した。

# 12月定例会

令和2年第4回定例会が、12月4日から18日までの15日間の会期で行われた。

初日（4日）は、条例の一部改正、補正予算など15議案の提案理由の説明があり、条例の一部改正については、それぞれ常任委員会に付託した。また、補正予算については、補正予算特別委員会を設置、選任し、付託した。他に監査委員の選任に同意した。

2日目（17日）は、8議員が一般質問を行った。最終日（18日）は、各常任委員会委員長及び補正予算特別委員会委員長より、付託された議案についての審査の経緯と結果の報告後、採決を行った。初日に提案理由の説明があった15議案について全て原案のとおり可決した。また、議員発議による意見書及び議員派遣についても可決した。

なお、定例会の様子は、インターネットで公開している。2日目（一般質問）はケーブルテレビで放送した。

## 臨時会における 主な質疑内容

●養老町職員の給与に関する条例の一部改正

**問** 期末手当が0・05月引き下げとなる対象人数と影響額は、

**答** 対象人数は267名、影響額は約384万円の減額になる。

●養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

**問** 会計年度任用職員への影響は、

**答** 会計年度任用職員の期末手当については、今回引き下げの対象とはなっていない。なお、給与条例の準用箇所の改正であるため、影響は特にならない。

## 定例会（議場）における 主な質疑内容

●養老町設置条例の一部改正

**問** 4月より、住民人権課から「人権」の文字が無くなり、住民環境課（仮）となるが、今後の人権啓発に対する考え方は、

**答** 人権啓発及び擁護に関する所管は今まで通り住民福祉部に置き、人権啓発の施策をしっかりと推進する。また、教育委員会にも人権教育係を配置し引き続き推進していきたい。

**問** 企業誘致・商工観光課が産業観光課（仮）に変更となるが、今後の企業誘致に対する考え方は、

**答** 養老町は農地が大変多い地域であるため、農地を守る役割と企業を誘致する視点が

あり、一緒に検討していく方がよりスムーズに事務が出来るのではないかとこのことで産業という観点から変更する。

●養老町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

**問** 人事院規則に準じて条例改正をするに至った経緯は、

**答** 人事院規則と町の条例とは乖離があり、国家公務員であり、地方公務員であり、責任の度合いは同じで揃えるべきとの思いで、今回人事院規則に沿って同一の内容とする。

●監査委員の選任同意

**問** 今年3月まで会計管理者であった田中隆氏に要請されたが、外部有識者での検討は、

**答** 金融機関出身の方や公認会計士などを模索したが、良いと思われる人材が見つからなかった。なお、田中氏については、仕事に厳しい人物であり、私的な感情を抜きにして監査委員の職務を全うしてくれる人物だと考えている。

●西南濃老人福祉施設事務組合の解散に関する協議

**問** 超高齢化社会になつて施設利用者が増えると思われるが、施設（清風苑）が1つ減ることに対する考えは、

**答** 清風苑も入所者が減っている現状があり、隣に盲養護施設ができたため十分対応できると聞いている。なお、当町の現入所者3名については同等の条件で入所できる見込みである。

## 総務民生委員会へ付託された議案

●養老町部設置条例の一部改正

**問** 4月以降の住民の対応方法は、

**答** 総合窓口での案内や、庁舎内看板等で、周知していく。

**問** 「住民目線」を意識した箇所は、

**答** 例えば下水道は生活環境課が担当というのではなく、総合的な下水道構想といった視点で配置・業務の見直しを行った。また、窓口業務では住民が何の担当課か分かるように、課名の変更も行う。

**問** 改正の目的を一言で表すと、

**答** スリムな役場機能と部長制の強化。

●養老町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正

**問** 近年の懲戒処分の状況は、

**答** 処分の中では免職や停職は無く、減給が最も多い。

**問** この条例の対象となる職員の範囲は、

**答** 一般職では、正職員、再任用職員、そして会計年度任用職員も対象となる。

●養老町国民健康保険条例の一部を改正

**問** 被保険者に与える影響額は、

**答** 令和2年度の所得を参考に試算したところ、対象者は510名、影響額は583万円の調定減となる。

**問** 軽減判定所得算定の基準額が33万円から43万円に引き上げられた理由は、

**答** 個人所得課税の見直し（給与所得控除や、公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の算定で不利益が生じないようにするため。

●西南濃老人福祉施設事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議

**問** 各市町の解体負担費用は、

**答** 解体負担費用の概算は約5000万円、組合の歳計現金が2275万1000円の見込であるため、残りの30%を2市6町の均等割り、70%を人口割りとして算出する。なお、施設解体後の敷地は垂井町の土地であるため、垂井町の裁量になる。

## 産業建設委員会への付託議案

●町税以外の諸納付金の督促手続料、延滞金徴収並びに滞納処分執行条例等の一部改正

**問** 下水道に関して当町で延滞金を徴収した具体例は、

**答** 下水道条例に関しては、実際に延滞金を徴収した事例は無い。

**問** 今後、下水道も延滞金を徴収する考えは、

**答** 現時点において、西濃管内では延滞金を徴収している自治体はなく、近隣市町の状況を確認しながら検討していきたい。

●養老町簡易水道事業給水条例の一部改正

**問** 西部簡易水道の現在の滞納状況は、

**答** 収納率は94%程度であるため、6%程の滞納となっている。

**問** 料金改定に関する周知の状況は、

**答** 平成31年2月の西部簡易水道組合の総代会において、料金体系を決定した際に、地元の方に回覧文書及び郵送等で周知を行った。また、地元の方にも協力して頂き、皆さんに周知して頂いている。

**問** 現在の加入者数の状況は、

**答** 令和2年10月の西部簡易水道の利用者件数は858件で、うち上水道への加入申し

**問** 上水道に切り替わったとき、加入しないという人への対応方法は、

**答** 現在、加入されない方には井戸等が設置されている状況も見受けられるが、令和6年度には西部簡易水道を廃止して、上水道に移行すること（こと）をしっかりと周知していきたい。

